



少年センターだより

第127号 令和8年7月1日発行



栗東市少年補導委員会

会長 三木 敏嗣



夏

近年、青少年を取り巻く環境は急速に変化し、家庭・学校・地域のいずれにおいても、子どもたちを取り巻く課題は複雑さを増しています。

SNSの普及に伴う情報トラブルや、地域のつながりの希薄化による孤立感の高まりなど、従来の枠組みだけでは対応しきれない現実が私たちの前にあります。こうした状況を踏まえ、地域全体で子どもを守り育てるという強い使命感を改めて胸に刻む必要があります。

昨年、少年補導委員会では、京都府舞鶴市の児童養護施設「社会福祉法人舞鶴学園」を訪問し、管外研修を行いました。

管理棟「四季の家」を中心に、「風の家」「山の家」「木の家」「星の家」「虹の家」「花の家」「宇宙の家」と名付けられた七つの生活棟が自然豊かな環境に建ち並び、どれも一般の二階建て住宅と変わらぬ温かさを備えていました。子どもたちの部屋にはミニカーやぬいぐるみが置かれ、一階のリビングには家族団らんを思わせる食卓がありました。本来であれば家庭で過ごすべき子どもたちが、事情により施設で生活している現実に触れたとき、胸が締め付けられる思いを禁じ得ませんでした。同時に、こうした施設が子どもたちの心を守り、自立へと導く大切な役割を果たしていることに深い感銘を受けました。

令和8年度、私たちはこの学びを活動に生かし、登下校時の見守りや夜間パトロールの強化、夏の補導強化月間における街頭啓発、各小学校などにおける初発型非行防止教室や薬物乱用防止教室など、地域とともに歩む取り組みを一層推進してまいります。子どもたちが安心して成長できる地域づくりに向け、皆さまのご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。



6月20日～7月19日は

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

薬物乱用が日本国内でも深刻な社会問題となるなか、薬物乱用を許さない社会環境を目指して、1993年に官民一体となってスタートした「ダメ。ゼッタイ。」普及運動。

栗東市少年センターでは、補導委員会や警察と連携した「薬物乱用防止教室」や中学校生徒会との合同啓発活動、各種街頭啓発を実施しています。



（左）薬物・覚せい剤乱用防止センター

感謝状を受賞された皆さま

敬称略・順不同



◇退任者表彰

☆栗東市教育長・草津警察署長より表彰

治田学区	木嶋 治雄
治田東学区	富田 恭子
治田東学区	苗村 充由紀
治田西学区	居合 妙子
治田西学区	古谷 健悟
大宝東学区	林 有亮
大宝東学区	尾崎 かえで

◇永年功労

☆草津警察署長より表彰

治田東学区	泉 千春
大宝学区	林 好男



令和8年度 栗東市少年補導委員会 総会・研修会



5月9日(土)、栗東市役所において開催されました。

本年3月末で退任された7名をはじめ、長年ご活躍いただいております

永年功労者である2名の補導委員の方々に草津警察署長および栗東市教育長から感謝状が贈呈されました。

青少年の健全育成のためにご尽力を賜りましたことを心よりお礼申し上げます。

引き続き、同じく草津警察署長および栗東市教育長から37名の補導委員の方々に委嘱状が交付されました。

継続してくださる方々、新任の方々、よろしくお願いいたします。

総会では、令和8年度活動計画・予算案などが承認され、その後の研修会では、草津警察署より非行の現状と補導等にあたっての留意点について講話があり、補導委員は熱心に聴講しました。

令和8年度 第13期栗東市少年補導(委)員の皆さま

金 勝	葉 山	葉山東	治 田	治田東	治田西	大 宝	大宝東	大宝西
田所登志子	太田 雅美	斎藤 一彦	小林伊佐雄	中山 博人	南部 知美	竹村 智	越智 俊彦	中村 里美
阿部美千代	木村 正徳	小林 利治	堀池 学	泉 千春	塩見 隆	林 好男	小池 秀夫	小網 勝
三木 敏嗣	川嶋 恵	杉浦由起子	阿部 淳司	川上 雅子	飯田かおり	福原かおる	北川 雅人	森山 樹里
山本 喜彦		石割扶仁子	片岡 和也		小田 尚			庄 みゆき
三浦 和法		西村富佐雄						
奥出 弘司		三上 博司						
福本 英子								



令和8年度第13期栗東市少年補導(委)員37名の皆さまです。(氏名は委嘱順で、下線は各学区の幹事(大宝東学区の幹事にあっては大宝学区の幹事が兼任))

栗東市少年補導(委)員、栗東市少年センター、草津警察署、その他関係機関、地域の皆さまと連携しながら、青少年育成や非行防止などに努めてまいります。ご協力よろしくお願いいたします。

令和8年度少年センター職員

皆様のご協力をいただきながら、活動を進めて参りたいと思います。

よろしくお願いいたします。

- ・所長 岸田 修
- ・無職対策指導員 松永 直樹
- ・補導員 高野 崇
- ・補導員 小半 妙



ご存知
ですか？

自転車の違反に 青切符導入

今年の4月より、車などと同様に自転車等に対する交通反則通告制度が始まっています。

自転車も車両としてのルール遵守がこれまで以上に求められ、信号無視や一時不停止、スマートフォンを操作しながらの「ながら運転」などの危険な行為には、反則金が科される場合があります。身近で便利な乗り物である自転車ですが、一歩間違えれば、重大な事故につながる可能性があります。

子どもたちを交通事故から守るためには、日ごろからの声掛けと繰り返しの指導が重要です。保護者皆さまにおかれましても、ご家庭で交通ルールやマナーについて話し合い、ヘルメットの着用や安全確認の大切さなど、正しい自転車の乗り方を具体的に伝えていただきますようお願いいたします。

ルールを
守って
安全に！



自転車 乗るなら3つの準備

保険

相手のため、自分のために
自転車保険に加入しましょう！

個人賠償責任保険

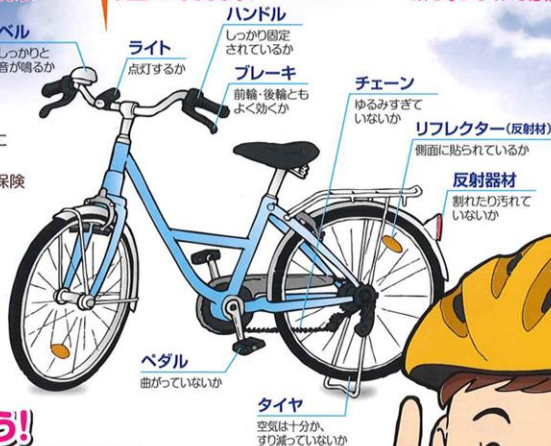
- ・自転車向けの保険
- ・自動車保険や火災保険に特約でついている保険
- ・クレジットカードの付帯保険

ITSマーク付帯保険

自転車安全整備店で
自転車の点検整備を
受けると貼付される
シールに付帯されます。

点検

手をかけた分だけ
安全につながります！



ヘルメット

万が一の事故の際
頭を守ってくれる必需品です！

守りましょう！ 自転車安全利用五則

1 車道が原則、 左側を通行

歩道は例外、
歩行者を優先



2 交差点では信号と 一時停止を守って、安全確認

3 夜間は ライトを点灯

自転車の側面にも、
反射材(リフレクター)をつけましょう。

4 飲酒運転は禁止

5 ヘルメットを 着用

自転車乗用中の交通事故で死に
た人の約6割が頭部に致命傷を負っ
ています。被害を軽減するためにヘ
ルメットで頭を守りましょう。

※保護者は幼児を幼児用座席に乗せるときや、幼児や児童が自転車を
運転するときは、ヘルメットを着用させるよう努めましょう。

子どもたちの安全のため必要な準備
と交通ルールの指導をお願いします。



草津栗東交通安全協会
草津警察署

栗東市内小学校にて非行防止教室を実施中！！

少年補導(委)員啓発部会、草津警察署と連携して、毎年夏休みを前に市内小学校において「初発型犯罪・非行防止教室」を開催しています。万引きやSNSトラブルなど、身近な問題を取り上げ、子どもたちが正しい判断力を身につけられることを目的としています。楽しい夏休みを安全に過ごせるよう支援しています。



※昨年度の非行防止
教室の様子

ひとりで悩まないで…。まずは相談してみよう。

電話でも、メールでもかまいません。(相談は無料です)

相談受付 月～金(祝日・年末年始を除く)9:30～16:00

所在地 〒520-3015 栗東市安養寺3-1-1

栗東市学習支援センター1階

電話番号 077-551-0141

e-mail shounencenter@city.ritto.lg.jp



令和8年度から、少年センター広報紙は
年2回(7月・1月)の発行となります。

A3見開きサイズに拡大し、これまで以
上に内容を充実させてお届けします。

より身近に感じていただける広報紙を
目指しますので、ぜひご覧ください。

これからもよろしくお願いします。



「こども性暴力防止法」

2026年
12月25日
施行予定



がスタートします。

こどもに対する性暴力は、断じて許されるものではありません。

学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

事業者求められる取組

- ✓ 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- ✓ こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- ✓ 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。



こどもまんなか
こども家庭庁



詳細は裏面および
こども家庭庁HPをご確認ください
国民の皆様向けの
動画やリーフレットを掲載しています



「こどもの性暴力」と聞くと、みなさんはどのように感じるでしょうか？

「まさかうちの子に限って…」

「うちの学校は安全なはず…」

どうしても少し遠い世界の出来事のように感じてしまう方も多いのではないのでしょうか。

しかし、実際には、警察が認知をしている件数だけで、2024年には5,000件以上、こどもに対する性犯罪が発生しています。

今年12月25日から、「こども性暴力防止法」がスタートし、教育や保育などが提供される場所で、こどもを性暴力から守るための仕組みが始まります。

こどもへの性暴力の防止は、社会全体で取り組んでいくことが大切です。

こどもまろう みんなでまろう



<こども性暴力防止法 事業者マーク>

スマートフォンやタブレットなどの普及により、子ども達がインターネット上の見知らぬ人とSNSなどでつながり、脅されたり、だまされたりして犯罪やトラブルに巻き込まれるケースが後を絶ちません。

滋賀県では7月を「青少年の被害・非行防止強調月間」と定め、青少年の被害・非行防止に向けた諸施策および活動を実施します。

子どもたちが非行や犯罪被害に遭わないように地域や家庭で見守っていきましょう。

- SNSで知り合った相手（簡単に他人になりますことが可能）と不用意に会わない。
- 下着姿や裸の写真は絶対に撮らない、送らない。
- スマートフォンなどには保護者が管理するペアレンタルコントロールを活用し、フィルタリングを利用しましょう。



そのスマホの向こうに犯罪の入り口があるかも知れません。